

トリフロキシストロビン(Trifloxystrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤 病原菌の孢子発芽阻止、孢子発芽以降の宿主への侵入阻止や吸器の形成阻止、子座の形成阻止効果が確認されている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請;なし/輪紋病 インポートトレランス申請;ライ麦、コーヒー豆等										
我が国の登録状況	てんさい、きゅうり、りんご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	キャベツ、核果果実等に国際基準が設定されている。米国においてアスパラガス等に、カナダにおいてアーモンド等に、EUにおいてライ麦等に、オーストラリアにおいてバナナ等に、ニュージーランドにおいてかんきつ類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験(イヌ・カプセル経口投与) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="561 1680 1412 1933"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>55.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>25.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	25.4	幼小児(1~6歳)	55.9	妊婦	19.5	高齢者(65歳以上)	25.3
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	25.4										
幼小児(1~6歳)	55.9										
妊婦	19.5										
高齢者(65歳以上)	25.3										
意見聴取の状況	平成 21 年 10 月 2 日に在京大使館への説明を実施。 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定。										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
米(玄米をいう。)	1.6※	4		5※	3.5※	アメリカ	
小麦	0.2	0.2		0.2	0.05	アメリカ	
大麦	0.5	0.5		0.5	0.05	アメリカ	
ライ麦	0.05		IT		0.05	EU	【<0.01-0.05(n=4) (EUライ麦)】
とうもろこし	0.05	0.05		0.02	0.05	アメリカ	【<0.020(#)(n=27) (米国とうもろこし)】
その他の穀類	0.05				0.05	アメリカ	【<0.02(n=12)(米国えん 麦)】
大豆	0.08	0.04			0.08	アメリカ	【<0.01-0.06(n=20) (米国大豆)】
らっつかせい	0.05	0.05		0.02	0.05	アメリカ	【<0.02(#)(n=17) (米国らっつかせい)】
ばれいしよ	0.04	0.04		0.02	0.04	アメリカ	【<0.02(#)-0.066(#) (n=15)(米国ばれいしよ)】
てんさい	0.05	0.05	○	0.05	0.1	アメリカ	<0.02(#) / <0.02 / 0.010, <0.005, <0.005 / <0.005, <0.005
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.1	0.1			0.1	アメリカ	【<0.02-0.12(n=12) (米国ラディッシュ)】
かぶ類の根	0.1	0.1			0.1	アメリカ	【米国ラディッシュ参照】
西洋わさび	0.1	0.1			0.1	アメリカ	【米国ラディッシュ参照】
はくさい	0.5		IT		0.5	韓国	【0.17(#)/0.23(#) (韓国はくさい)】
キャベツ	0.5			0.5			
芽キャベツ	0.1			0.1			
カリフラワー	0.5			0.5			
ブロッコリー	0.5			0.5			
ごぼう	0.1	0.1			0.1	アメリカ	【米国ラディッシュ参照】
サルシフィー	0.1	0.1			0.1	アメリカ	【米国ラディッシュ参照】
その他のさく科野菜	3.5	4			3.5	アメリカ	【米国セロリ参照】
ねぎ	0.7			0.7			
にんにく	0.05		IT		0.05	ブラジル	【<0.05(#)(n=3) (ブラジルにんにく)】
アスパラガス	0.07				0.07	アメリカ	【<0.05(n=7) (米国アスパラガス)】
にんじん	0.1	0.1		0.1	0.1	アメリカ	【<0.02-0.06(n=10) (米国にんじん)】
パースニップ	0.1	0.1			0.1	アメリカ	
セロリ	3.5	4		1	3.5	アメリカ	【0.20(#)-1.6(n=9) (米国セロリ)】
その他のせり科野菜	3.5	4			3.5	アメリカ	【米国セロリ参照】
トマト	0.7	1		0.7	0.5	アメリカ	【<0.02-0.49(n=15) (米国トマト)】
ピーマン	0.5	0.5		0.3	0.5	アメリカ	【0.03-0.14(n=6) (米国ピーマン)】
なす	0.5	1			0.5	アメリカ	【米国トマト、ピーマン、 とうがらし参照】
その他のなす科野菜	2.0	1	IT		2.0	韓国	【1.29(韓国とうがらし)】 【0.05-0.27(n=6) (米国とうがらし)】
きゅうり	0.7	1	○	0.3	0.50	アメリカ	0.268, 0.2
かぼちや	0.3	1		0.3	0.50	アメリカ	
しろり	0.3	1		0.3	0.50	アメリカ	
すいか	0.3	0.5		0.3	0.50	アメリカ	
メロン類果実	0.3	0.5		0.3	0.50	アメリカ	
まくわうり	0.3	0.5		0.3	0.50	アメリカ	
その他のうり科野菜	0.3	1		0.3	0.50	アメリカ	

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
未成熟いんげん えだまめ	0.5 0.08	0.04	IT		0.5 0.08	EU アメリカ	【0.09-0.59(n=12) (EUさやいんげん)】 【米国大豆参照】
その他の野菜	3.5	1			3.5	アメリカ	【米国セロリ参照】
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3		0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.6 0.6 0.6 0.6 0.6 0.6	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	3 5 5 0.7 0.7	3 0.7 0.7 0.7 0.7	○ 申 申	0.7 0.7 0.7 0.7 0.7	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	1.20, 0.813 1.05 1.94
もも ネクタリン あんず(アプレコットを含む) すもも(プルーンを含む) うめ おうとう(チェリーを含む)	0.2 3 3 3 3 3	2 5 2 2 2 2	○ ○	3 3 3 3 3 3	2 2 2 2 2 2	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	<0.02, 0.04(果肉) / 9.10, 10.4(果皮) 0.86, 0.96
いちご	0.2	2		0.2	2	オーストラリア	
ぶどう かき	5 0.5	3 5	○・IT IT	3	5 0.5	EU 韓国	<0.01(#), <0.01(#) 【0.12(#)-2.24(#)(n=20) (EUぶどう)】 【0.11, 0.22(韓国かき)】
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ その他の果実	0.5 0.02 0.7 0.7 0.05 0.7 0.05 0.7	5 5 5 5 5 5 5 5	IT IT IT IT	0.05 0.02 0.7 0.7 0.05 0.7 0.05 0.7	0.5 0.02 0.7 0.7 0.05 0.7 0.05 0.7	オーストラリア ニュージーランド アメリカ ブラジル アメリカ ブラジル アメリカ	【0.018-0.36(n=6) (豪州バナナ(無袋))】 【<0.010(n=6) (豪州バナナ(有袋))】 【<0.02(#)-0.06(#)(n=7) (ニュージーランドキウイ)】 【0.07-0.28(n=4) (米国パパイヤ)】 【<0.05(#)(n=3) (ブラジルグアバ)】 【米国パパイヤ参照】 【<0.05(#)(n=6) (ブラジルのパッションフルーツ)】
綿実	0.05		IT		0.05	ブラジル	【<0.05(n=6)(ブラジル綿実)】
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.02 0.04 0.04 0.04 0.04 0.04	0.04 0.04 0.04 0.04 0.04		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02	0.04 0.04 0.04 0.04 0.04	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	【米国ヘカン,アーモンド, ピスタチオ参照】 【<0.02(#)(n=15) (米国ヘカン)】 【<0.02(n=6)(米国アーモ ント)】 【米国ヘカン,アーモンド, ピスタチオ参照】 【<0.01(n=6)(米国ピスタチ オ)】

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
茶	5	5	○			2.25, 1.46(荒茶) / 0.78(荒茶) / 0.08, 0.04(浸出液)
コーヒー豆	0.05		IT		0.05	【<0.05(#)(n=4) (ブラジルコーヒー豆)】
ホップ	40	20		40	11.0	ブラジル アメリカ
その他のスパイス	3.5	5			3.5	アメリカ
その他のハーブ	3.5	4			3.5	アメリカ 【米国セロ参照】
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
その他の陸棲哺乳類の肉類	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
牛の腎臓	0.04	0.04		0.04	0.05	アメリカ
豚の腎臓	0.04	0.04		0.04	0.05	アメリカ
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.04	0.04		0.04	0.05	アメリカ
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ
乳	0.02	0.02		0.02	0.02	アメリカ
鶏の筋肉	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ
その他の家きんの筋肉	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ
鶏の脂肪	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ
その他の家きんの脂肪	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ
鶏の肝臓	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ
その他の家きんの肝臓	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ
鶏の腎臓	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ
その他の家きんの腎臓	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ
鶏の食用部分	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ
その他の家きんの食用部分	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ
鶏の卵	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ
その他の家きんの卵	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ
精米	0.9※			※		
米ぬか	7			7		
小麦ふすま	0.5			0.5		
干しぶどう	5			5		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

※「米」の基準値について;

Codex基準における「Rice」及び米国基準における「Rice, grain」については、「粳米」に対する基準値であり、我が国における「玄米」に相当する食品への基準は設定されていない。ただし、2004年のJMPRによる評価において、精米への加工係数が0.18と設定されているため、本剤については、粳米のCodex基準である5ppmに加工係数0.18を乗じ、「精米」の基準値として0.9ppmを設定することとした。

また、同様に、米ぬかへの加工係数が1.4と設定されており、これに基づきCodex基準として「米ぬか」に7ppmの基準値が設定されていること、及び、米の基準値設定のための試験データより、精米と米ぬかの重量比が88%:12%と算出されたことから、「米(玄米)」の基準値として1.6ppmを設定することとした。【精米(0.9 mg/kg×88%) + 米ぬか(7 mg/kg×12%) = 1.64 mg/kg】

答申(案)

トリフロキシストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
米	1.6
小麦	0.2
大麦	0.5
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
その他の穀類(注1)	0.05
大豆	0.08
らつかせい	0.05
ばれいしよ	0.04
てんさい	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.1
かぶ類の根	0.1
西洋わさび	0.1
はくさい	0.5
キャベツ	0.5
芽キャベツ	0.1
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	0.5
ごぼう	0.1
サルシフィー	0.1
その他のきく科野菜(注2)	3.5
ねぎ	0.7
にんにく	0.05
アスパラガス	0.07
にんじん	0.1
パースニップ	0.1
セロリ	3.5
その他のせり科野菜(注3)	3.5
トマト	0.7
ピーマン	0.5
なす	0.5
その他のなす科野菜(注4)	2.0
きゅうり	0.7
かぼちや	0.3
しろり	0.3
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
まくわうり	0.3
その他のうり科野菜(注5)	0.3
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	0.08
その他の野菜(注6)	3.5
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実(注7)	0.5
りんご	3
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	0.7
びわ	0.7
もも	0.2
ネクタリン	3
あんず(アプリコットを含む)	3
すもも(プルーンを含む)	3
うめ	3
おうとう(チェリーを含む)	3

※ 今回残留基準を設定するトリフロキシストロビンとは、畜産物にあつては、トリフロキシストロビン及び代謝物Bをトリフロキシストロビンに換算したものの和をいい、その他の食品にあつては、トリフロキシストロビンのみをいうこと。

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

トリフロキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
いちご	0.2
ぶどう	5
かき	0.5
バナナ	0.5
キウイ	0.02
パパイヤ	0.7
グアバ	0.05
マンゴー	0.7
パッションフルーツ	0.05
その他の果実(注8)	0.7
綿実	0.05
ぎんなん	0.02
くり	0.04
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類(注9)	0.04
茶	5
コーヒー豆	0.05
ホップ	40
その他のスパイス(注10)	3.5
その他のハーブ(注11)	3.5
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類(注12)に属する動物の肉類	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.04
豚の腎臓	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04
牛の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.02
鶏の筋肉	0.04
その他の家きん(注13)の筋肉	0.04
鶏の脂肪	0.04
その他の家きんの脂肪	0.04
鶏の肝臓	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.04
その他の家きんの腎臓	0.04
鶏の食用部分	0.04
その他の家きんの食用部分	0.04
鶏の卵	0.04
その他の家きんの卵	0.04
精米	0.9
米ぬか	7
小麦ふすま	0.5
干しぶどう	5

(注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注9)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

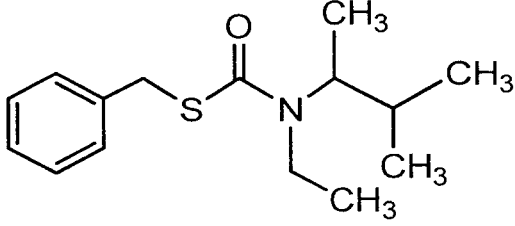
(注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注13)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

エスプロカルブ (Esprocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	チオカーバメート系除草剤 対象雑草に吸収された後、細胞分裂阻害、特に蛋白質合成阻害により生育を抑制または停止させることで、枯死させるものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請：小麦／一年生雑草										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験(イヌ・カプセル経口投与) 無毒性量 1mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">5.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">9.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">5.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">4.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	5.3	幼小児(1~6歳)	9.3	妊婦	5.0	高齢者(65歳以上)	4.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	5.3										
幼小児(1~6歳)	9.3										
妊婦	5.0										
高齢者(65歳以上)	4.9										
意見聴取の状況	平成 21 年 10 月 2 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#), <0.005(#), <0.005(#), <0.005(#)
小麦	0.05		申			<0.01, <0.01 / <0.01(#)
魚介類	0.2	0.2				

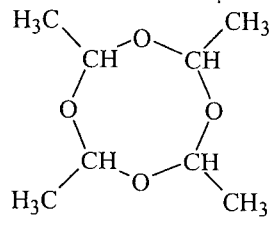
(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申 (案)

エスプロカルブ

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05

メタアルデヒド (Metaldehyde)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請及び魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤(軟体動物駆除剤)										
作用機構	ナメクジ類、カタツムリ類及び淡水性リンゴガイ科巻貝の経口吸収及び腹足部からの接触吸収により、麻痺を誘発するとともに粘液分泌を促し収縮させることで、死に至らしめると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請: みかん、レタス／ナメクジ類、カタツムリ類										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいて、いちご、にんじん等に、オーストラリアにおいて、穀類、野菜類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.022 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">7.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">15.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">7.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	7.8	幼小児(1~6歳)	15.4	妊婦	7.0	高齢者(65歳以上)	6.6
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	7.8										
幼小児(1~6歳)	15.4										
妊婦	7.0										
高齢者(65歳以上)	6.6										
意見聴取の状況	平成21年11月5日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

答申(案)

メタアルデヒド

食品名	残留基準値
	ppm
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3
みかん	0.2
その他のスパイス ^{注)}	0.7
魚介類	0.02

注) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

